

島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、教育の機会均等に寄与することを目的として、島根県内の私立高等学校等に在籍する生徒で、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に該当するものに対して、島根県私立高等学校等学び直し等のための就学支援金（以下「学び直し等就学支援金」という。）を予算の範囲内において支給するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この要綱において「私立高等学校等」とは、法第2条に規定する高等学校等（地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校を除く。）をいう。

(学び直し等就学支援金の支給)

第2条 学び直し等就学支援金の支給については、法第3条（第2項第2号を除く）、第4条から第10条及び第17条に規定する高等学校等就学支援金の支給の例によるものとする。

(交付の申請)

第3条 学び直し等就学支援金の交付を受けようとする各学校設置者は、別に定める期日までに、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付決定通知書（様式第2号）により各学校設置者に通知するものとする。

(交付の変更)

第5条 各学校設置者は、前条の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
2 知事は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更交付決定通知書（様式第4号）により、各学校設置者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第6条 知事は、学び直し等就学支援金の交付に関し必要があると認めるときは、各学校設置者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第7条 各学校設置者は、その年度の3月31日までに、実績報告書(様式第5号)その他の書類(次条において報告書等という。)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 知事は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る学び直し等就学支援金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、学び直し等就学支援金の額を確定し、確定通知書(様式第6号)により各学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、各学校設置者に交付すべき学び直し等就学支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える学び直し等就学支援金が交付されているときは、各学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第4条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 各学校設置者が、法令、本要綱、学び直し等就学支援金の交付の決定の内容、又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 各学校設置者が、学び直し等就学支援金を学び直し等就学支援金の交付以外の用途に使用した場合

(3) 各学校設置者が、学び直し等就学支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し等就学支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し等就学支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(学び直し等就学支援金の経理)

第10条 各学校設置者は、学び直し等就学支援金の経理についての帳簿を備え、学び直し等就学支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、学び直し等就学支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 各学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を学び直し等就学支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、学び直し等就学支援金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月22日から施行し、この要綱施行の際、現に私立高等学校に在籍する生徒の同年4月分の授業料から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新要綱施行前から引き続き私立高等学校等に在学する生徒に係る学び直し等就学支援金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日前から引き続き私立高等学校等に在学する生徒に係る学び直し等就学支援金の交付については、なお従前の例による。